

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、C部通販チームに配属となり、主に会社農場等で採れた野菜等の通信販売に伴うチラシ、カタログ作成等の業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は、平成○年○以降、慢性的な長時間労働を強いられ、深夜労働も少なくなく、肉体的にも疲労が蓄積していたという。

被災者は、平成○年○月○日、本人居住のアパート付近の電柱に旅行鞆のベルトを掛け、縊頸を図り死亡した。死体検案書によると、「死亡したとき：平成○年○月○日午前○時○分頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会の意見書によると、被災者は、平成〇年〇月〇日に「F 43.20 短期抑うつ反応」を発病したものとされている。これに対し、請求人らは、本件公開審理及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者の発病した精神障害が短期抑うつ反応で平成〇年〇月〇日に発病したというのは明らかに誤りであって、軽度うつ病もしくは中等症うつ病と考えるのが適正であり、また、発病時期はおそらく平成〇年〇月末頃だったのではないかと述べている。

この点について、D医師は、上記意見書において、「被災者は、平成〇年〇月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの『F32.0 軽症うつ病』（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断するのが妥当である。」旨述べている。同医師の意見は、請求人及び会社関係者の申述、本件における医学的意見等一件記録を十分に精査した上で、厳格にICD-10診断ガイドラインに基づき結論されたものであり、当審査会としても、同医師の意見を妥当なものと思料する。したがって、当審査会としては、被災者には平成〇年〇月から同年〇月にかけて、職場関係者が気づく変調が確認されていることなどに鑑み、被災者は、平成〇年〇月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32.0 軽症うつ病」（以下「本件疾病」という。）を発病したものとみるの

が妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人らは、被災者は通常業務に加え新規オープンしたE店（以下「E店」という。）において長時間労働を強いられたことが原因で本件疾病を発病した旨主張している。

(ア) 被災者は、通信販売に伴うチラシ、カタログ作成等の業務に従事していたところ、E店の新規オープンに伴い、会社からの指示の下、平成〇年〇月から同年〇月までの期間、上記通常業務のほか同店において接客等の業務を行うこととなったことが認められる。

審査官は、上記出来事を捉え、認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」に当てはめ評価することが適当と判断しているところ、当審査会としても、E店における業務は勤務場所の変更があったとみるのが相当であり、審査官の同判断は妥当であると判断する。

(イ) そこで、被災者の上記期間における就労状況についてみると、被災者の労働時間について、監督署長は、E店長からの回答等に基づき、調査復命書別紙のとおり認定しているところ、会社提出の報告資料等よれば、新規オープンに伴う混乱の中、被災者を含め職員の労働時間の管理は適正になされていないことがうかがわれ、被災者の同店における退勤時刻はアルバイト従業員のタイムカード打刻時間を参考に推定したものであることが認められる。

しかしながら、被災者の高速道路使用に係るF高速道路株式会社発行の高速料金領収書（以下「高速領収書」という。）によれば、被災者が退勤後にG料金所を通過した時刻は、平成〇年〇月〇日は午後10時59分、同月〇日は翌日の午前0時37分、同月〇日は翌日の午前0時24分、同月〇日は午後11時47分、同年〇月〇日は午後11時32分であったことが認められ、このことからすると、監督署長が認定した同年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、同月〇日及び同月〇日についても、被災者は上記各日時と同程度の時刻まで勤務していたとみるのが相当である。そうすると、EからG料金所までの所要時間が40分程度であることを勘案すれば、被災者は、平成〇年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、同月〇日及び同年〇月〇日については同料金所通過時刻の40分前まで、同年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、同月〇日及び同月〇日については少なくとも午後11時頃まで勤務していたとみるのが相当であり、当審査会としては、上記期間を含む被災者の本件疾病発病前おおむね4か月間における労働時間は別紙4（略）のとおり認められるものと判断する。

(ウ) これによると、被災者の時間外労働時間数はE店への配置転換前（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）において8時間21分であったところ、配置転換後（同年〇月〇日～同年〇月〇日）においては67時間25分に及んでおり、この配置転換に伴う時間外労働の変化による心理的負荷は相当程度のものであったと認められる。さらに、被災者は入社後6か月経過したにすぎない状況の中で、通常業務に加えこれまでに経験のない接客業務に従事していたことを併せ評価すれば、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(エ) 被災者には、更にその後の期間（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）において、108時間52分に及ぶ時間外労働が認められる。この点、同僚Hは、この時期の被災者の状況について、「請求人の限界を超えていたと思います。」、「請求人は、『明日も早いねん。5時に起きれるかなあ。』と心配そうに言っていたのを思い出します。『店長が物置で寝ている、すさまじい状況だ。』とも言っていました。」と述べており、同僚の申述からみても、E店における被災者の就労状況は過重なものであったことがうかがわれる。

(オ) そうすると、被災者には、本件疾病発病前おおむね6か月間において認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」に該当する出来事が認められ、その心理的負荷の総合評価は「中」であり、その後、月に100時間を超える恒常的な長時間労働を行ったことが認められることから、被災者の業務による心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。

(4) 以上のことから、当審査会は、請求人らのその他の主張を検討するまでもなく、被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の全体評価は「強」と判断する。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷

被災者には、発病後の平成○年○月○日、I旅行中、妻帯者であるJから告白を受けた事実が認められる。

(6) 被災者の個体側要因については、特段の問題は認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自殺は、本件疾病によって正常の認識、行為選択能力、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたことによるものと推定されることとあり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。